



令和6年1月6日
港湾局海岸・防災課

七尾港、輪島港等の16箇所の主要岸壁のうち9箇所が現時点で利用可能

～令和6年能登半島地震における対応～

港湾法第55条の3の3の規定に基づき、国が港湾施設の一部を管理している港湾において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の協力も得つつ、主な港湾施設の点検を実施しています。今般、主な港湾施設の点検が完了し、七尾港、輪島港等の16箇所の主要岸壁のうち9箇所が現時点で利用可能であることを確認しました。

利用可能な岸壁の活用により海上からの被災地支援を進めるとともに、被災して利用できない施設についても早期復旧を進めてまいります。

1. 対象の港湾 七尾港、輪島港、飯田港、小木港
※国が港湾施設の一部を管理している港湾のうち、水深4.5m以上の係留施設を有する港湾。

2. 点検結果
七尾港：8係留施設中3施設利用可能
輪島港：1係留施設中1施設利用可能
飯田港：2係留施設中1施設利用可能
小木港：5係留施設中4施設利用可能

※一部制限的な利用を含む。

3. 主な港湾施設の利用可否情報の公開先

(URL) https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn7_000018.html

【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 新村、奥田、伊藤(46712、46714、46735)
電話：03-5253-8111(代表) 03-5253-8688(直通)